

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊静内駐屯地
第324会計隊静内派遣隊長 齋藤 辰哉

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6LY61SD01080		6MN51AD0073 0001				44				
品名 または 件名										
土木作業用機材借上										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
静内駐業				藤村技官（内線３１７）						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
陸上自衛隊静内駐屯地 対空射撃場				令和8年10月13日（火）～令和8年11月13日（金）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊静内駐屯地第324会計隊静内派遣隊及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年9月29日（火）9時00分 駐屯地 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - イ 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
 - ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - エ 「入札及び契約心得」を厳守している者。
- (2) 適用する契約条項
- 本契約は「賃貸借契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」を適用する。
- ア 場 所：陸上自衛隊静内駐屯地 会計隊入札室
- イ 日 時：令和8年9月29日（火）9時00分
- ※郵便による入札がある場合の再度入札は、10月2日（金）9時00分を実施する。
- (4) 保証金等に関する事項
- ア 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、落札価格の100分の10以上を違約金として徴収する。
- (5) 入札の無効
- ア 第2項に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
 - イ 入札に関する条項に違反した入札
 - ウ 入札開始時刻に遅れた者の入札
 - エ 入札金額及び入札者の氏名が判別し難い入札
 - オ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

カ FAX、電子メール、電報及び電話による入札

(6) 契約書の作成

契約書は作成する。但し、落札金額が100万円未満の場合は契約書を作成しない。

(7) 落札決定方式

総額により決定する。落札決定に当たっては、入札(見積)書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札(見積)者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札(見積)書に記載すること。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

(8) その他

ア 郵便による入札は認める。その際、封筒には「(入札件名)入札書在中」と明記するとともに、9月28日(月)17時までに第324会計隊静内派遣隊へ必着させること。再度入札の場合は、10月1日(木)17時までに必着させること。

この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

イ 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

ウ 入札に参加する者は「資格審査結果通知書」の写しを提出すること。

エ 代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。

オ 同等品以上で入札を行おうとする場合には、令和8年9月25日(金)10時までに「入札及び契約心得(別紙様式第4)」による「同等品判定依頼書」を提出して契約担当官等の承認を得ること。

カ 入札者は次の文面を入札書に記載し、暴力団排除に関する誓約をするものとする。

「当社(私・個人の場合)、当団体(団体の場合)は、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

キ 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

陸上自衛隊静内駐屯地 第324会計隊静内派遣隊 (担当:清水)

TEL:0146-44-2121(内線350)

FAX:0146-44-2121(内線352)※平日8時15分~17時00分のみ

0146-44-2123(直通) ※土日祝日・平日17時以降~翌8時15分

ク 規格等に関する問い合わせ先

陸上自衛隊静内駐屯地 業務隊管理科 (担当:藤村)

TEL:0146-44-2121(内線317)

(9) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所

静内駐屯地第324会計隊静内派遣隊、北部方面会計隊HP: <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>

イ 掲示期間

令和8年9月15日(火)~令和8年9月29日(火)

特 記 仕 様 書							
件 名	高所作業車借上				仕 様 書 番 号		
					第 4 7 号		
					作成年月日：令和8年9月14日		
					作成部隊名：静内駐屯地業務隊		
					管理科営繕班		
業務隊長	管理科長	営繕班長	管財	施設管理		作成者	図面番号
電子決裁による							1 / 1
1 総 則 本仕様書は、陸上自衛隊静内駐屯地における「高所作業車借上」について必要な事項を定める。 2 場 所 陸上自衛隊静内駐屯地 3 規格・数量 高所作業車 17m 1台 4 借上期間 令和8年10月19日（月） ～ 令和8年10月27日（火） 延べ8日 令和8年10月25日（日）は使用しないものとする。 5 その他 （1）監督官の指示する位置までの運搬および引取費を含むものとする。 （2）疑義が生じた場合については、官側と調整するものとする。 （3）借上機器が故障した場合は、契約業者の負担により修理を実施すること。 修理不能な場合は、速やかに代車を用意すること。							

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ （1）及び（2）に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど（1）又は（2）に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。